

令和5年度網走市社会福祉協議会事業計画

社会福祉法人 網走市社会福祉協議会

令和5年度 網走市社会福祉協議会事業計画

基本目標 「絆と助け合いでつくるわたしたちのまち網走」

本会は、幅広い社会資源の連携及びネットワークの強化と住民参加による地域福祉を推進していくために、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とした「第7期地域福祉実践計画」を策定し、様々な福祉事業に取り組んでいます。

本年度においては、この計画を基に、地域福祉への理解や意識を一層高め、地域における多様な福祉活動を推進し、安心して暮らせる地域づくりのための具体策を地域住民や関係機関等と連携しながら、事業の取り組みを進めていきます。

また、本会が行っている様々な事業を効果的に推進していくために、運営体制や財源の確保など、安定した運営基盤の確立に努めます。

令和5年度の重点項目

- I. 地域福祉事業の推進
- II. 相談支援事業の推進
- III. 在宅福祉事業の推進
- IV. 法人運営事業の推進

I. 地域福祉事業の推進

1. 社協事業

(1) 第7期地域福祉実践計画の推進

①基本目標に掲げる福祉のまちづくりのために、この計画で取り組む推進項目と課題を解決するための実践項目をまとめていますが、個別目標を達成するため実施項目については、その取り組み・目標を定めて、それぞれの年次計画を目指しに関係機関と連携しながら検討、計画立案して取り組みを実施します。

②取り組みを実施するにあたり、「地域共生社会」の実現及びSDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、ともに推進するよう整合性を図る必要性があると考えて、本計画において、このSDGsが示す17のゴールを、該当する各推進項目に割り当てて社協が取り組む事業がSDGsに関連することを示していきます。

③単年度評価を実施し、計画的に実践計画を遂行するよう取り組みます。

(2) 網走市地域福祉会議の開催

地域福祉関係団体の連絡、連携強化の場として定期的な事務担当者及び代表者会議を開催します。また、生活支援体制整備事業第1層協議体としての協議、地域協議会としての社会福祉充実計画への意見の具申も兼ねています。

(3) 出前講座事業の実施

福祉学習の一環として地域の要望に合わせて役職員・福祉関係団体が講師で講座を開催します。

(4) 地域福祉事業功労者の表彰（社協会長表彰）

地域福祉に貢献した個人および団体を表彰します。

(5) 日常生活のちょっとお手伝い事業の実施

日常生活の中で起こる軽微な困りごとを、住民参加型による有償の相互支援活動で解消します。

① 支え合いサポートー養成研修（年2回実施 5月、11月）

支え合いサポートーを養成するための研修を関係機関と連携して実施します。

② 支え合いサポートースキルアップ講習（9月）

支え合いサポートーの技術と知識の向上を目的としたスキルアップ講習を実施します。

(6) 「ふれ愛ひろば網走2023」の開催 ※令和5年8月開催予定

網走市内の福祉団体が実行委員となり、各団体が催すステージイベント、販売、体験などを通じて、福祉の理解を深めることを目的に開催します。

(7) 「ふれあいクリスマスパーティー」の開催 ※令和5年12月下旬(日)開催予定

発達に心配のある子ども(知的・身体)とその家族の団体等が実行委員となり交流を深めます。

(8) ボランティアセンター事業

ボランティア活動の推進と理解を深めるために各種事業を実施します。

① つながろう！講座（ボランティア研修 年1回） 7月8日（土）予定

ボランティア活動の理解と扱い手育成を目的としたボランティア講座を開催します。

網走市権利擁護事業「市民従事者フォローアップ研修」と連携開催

② ヤングボランティア育成事業（担当教諭との調整会議・ヤングボランティア企画会議・企画実施）

若い世代のボランティア・市民活動への理解と扱い手育成を目的とした交流会や会議を開催します。

③ 市民参加促進事業（市民誰でも清掃活動 年3回）

参加しやすいボランティア活動を実施することで、市民のボランティア・市民活動への理解と参加促進を図ります。

④ 協定締結団体との連絡会議（年3回）

災害時及び防災活動に関する協定締結団体との連携に向けた連絡会議を開催します。

⑤ 集いの場事業「お話広場えがお」

（毎月第2・第4火曜日 午前11時～午後3時 総合福祉センター）

幅広い世代間の交流、障がいの有無を問わない誰もが気軽に集える場を提供することで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを図ります。

⑥ 情報誌「夢ポケット」発行（年6回発行）

⑦ ボランティア登録斡旋事業

ボランティア活動希望者及び依頼者へボランティア登録斡旋を行うことで、自主的・主体的なボランティア活動の推進を図るとともに、地域ニーズの充足を図ります。

- ・活動希望者の登録と活動希望者と活動依頼者のマッチング
- ・介護支援ボランティアポイント制度コーディネート（網走市事業）（7期計画）
- ・就労者のボランティア活動促進（7期計画）
- ・高齢者の社会参加の促進支援（7期計画）※生活支援体制整備事業との連携

⑧ 市民活動センター設置

市民活動センターを設置することで、ボランティアセンター業務の補助及びボランティア実践者の支援をすることで円滑な活動促進を図るとともに、定期的な情報交換を行います。

⑨ ボランティア相談業務

⑩ 外部ボランティア研修参加補助（オホーツク圏市民活動ボランティアフォーラム 紋別市）

⑪ その他業務

- ・ボランティア相談業務
- ・ボランティア等各種保険加入手続き
- ・ボランティア活動功労者の表彰
- ・外部機関委員会議の出席

（9） コミュニティソーシャルワーカー設置事業

高齢者や障がい者、子育て中の親など、地域で安心して暮らしていく中で解決が必要な生活課題を抱える方に対し、課題解決に向けた「支援」「調整」「助言」「つなぎ」を行うとともに、「住民主体の地域づくりの推進」を図るため、地域のコーディネートを担うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置します。

① 相談援助活動

- ・相談窓口の設置（電話・来館相談、アウトリーチによる相談援助、個別支援と地域支援に努めます。）
- ・地区担当職員の配置（職員を地区担当割にし、地区単位で地域づくりの推進に努めます。）
- ・ネットワークづくりの推進（課題解決に向けた関係機関との連携とケース検討会議を開催します。）
- ・施策化・事業化の推進（市と連携し課題解決に向けた新しい施策化の実現に努めます。）

② 事業周知

社協の広報媒体を活用した情報周知およびリーフレットを作成してコミュニティソーシャルワーカーの役割を周知します。

③ 担当職員のスキルアップ

- ・CSW連絡会議（毎月1回の担当職員の連絡会議を開催して情報共有に努めます。）
- ・地区担当者スキルアップ研修の実施（担当職員の知識や技術を学ぶ研修を開催します。）
- ・CSW実践者養成研修（道社協が主催する研修会に参加し、知識や技術を学びます。）

（10） 災害時要援護者支援制度（網走市事業）の登録促進支援（7期計画）

網走市が実施している災害時要援護者支援制度の登録促進支援のため、制度に関わる周知等に努めます。

(11) 保健・医療・福祉等、多職種との学習会や情報交換会の開催及び参加（7期計画）
網走市タウンミーティング等、多職種が集まる場へ積極的に参加し、情報交換及び関係機関との連携に努めます。

2. 受託事業

地域住民による会員相互の子育て援助活動を行なうことにより、仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりに取り組むと共に、児童の福祉向上を図る事業に取り組みます。

(1) 子育てサポートセンター管理運営事業の受託

- ① 情報の発信 事業内容を理解してもらい、有効活用いただけるように市民周知して、新たな会員の加入促進を図ります。
- ② 会員加入の促進 新たな協力・両方会員の獲得を行い、支援体制の強化を図ります。
- ③ 援助活動の充実 依頼・協力・両方会員が学び舎交流を通じ技術や知識、コミュニケーションを深め、より安全・安心な援助活動につなげていきます。

(2) 生活支援体制整備事業の受託

コロナ禍や地域の状況を踏まえ、安全で効果的に進めていけるよう、第2層協議体等を中心とした地域の関係者の方々と十分な協議を行ない、「考え方」「自主性」「主体性」「スピード」を尊重しながら共助（地域のつながり）を基盤とした地域づくりを進めます。

- ① 社協組織体制の構築及び強化
- ② 第1層、第2層の取り組み
- ③ 関係機関等との連携

(3) 買い物リハビリ事業の受託（介護予防・日常生活支援総合事業「通所型サービスA」）

要支援者や総合事業対象者が買い物を通じて、身体のリハビリをすることにより、身体能力の向上を図る買い物リハビリ事業を行います。

- ・毎週火曜日～木曜日 13:30～14:30 市内商業施設 （定員 5名）

II. 相談支援事業の推進

1. 社協事業

(1) 福祉援護資金貸付事業の実施

生活に困窮する低所得者に対し、資金を貸付し安定した生活の維持を支援します。

(2) 災害見舞金の支給

(3) 身体障がい者生活器具給付事業の実施

網走市が行なう身体障害者補装具・日常生活用具給付の給付対象とならない軽易な品目の中で、補完的に必要と認められる補装具等の給付を行ないます。（アイスピック、ストーマ）

(4) 生活困窮者等に対する安心サポート事業

生活困窮者への相談支援の中で、既存の制度のみでは対応しきれない支援ニーズもあることから、本事業による経済的援助等によって生活困窮者の自立につなげます。

2. 受託事業

(1) 生活サポートセンター“らいと”の受託運営

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が成年後見制度を的確に利用できるよう、また生活困窮者が自立相談支援事業を包括的・継続的に利用できるよう、市民及び関係機関と協力して支援を行います。

① 生活困窮者自立相談支援事業の受託運営

- ・自立相談支援事業の実施
- ・家計改善支援事業の実施
- ・就労準備支援事業の実施

② 成年後見相談支援事業の受託運営

- ・制度活用促進のための講演会などの開催
- ・市民後見人養成研修（10月～11月）
- ・市民後見人へのフォローアップ研修の開催
- ・運営協議会（定例会）の開催

(2) 日常生活自立支援事業の受託運営（道社協）

高齢や障がい（知的障がい、精神障がい）により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方または在宅で生活する予定の方に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどのお手伝いをします。

(3) 生活福祉資金及び総合支援資金貸付事業の受託運営（道社協）

他の貸付制度が利用できない低所得世帯（失業・休業等を含む）、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指します。

III. 在宅福祉事業の推進

1. 社協事業

- (1) 指定訪問介護事業所の経営 (ホームヘルパー)
 - ・介護予防・生活支援サービス事業の実施 (訪問型サービス(独自))
 - ・指定居宅介護事業所の経営 (主に身体障がい者・精神障がい者のホームヘルプ)
 - ・新規の人材確保、職員の資格取得等スキルアップ
 - ・訪問介護事業所の業務継続計画 (BCP) ガイドラインの作成
 - I 自然災害発生時
 - II 新型コロナウィルス感染症発生時
- (2) 指定地域密着型通所介護事業所の経営 (デイサービスセンター)
 - ・介護予防・生活支援サービス事業の実施 (通所型サービス(独自))
- (3) 介護保険事業の個人利用料に関する社会福祉法人等利用者負担軽減の実施
- (4) 福祉サービス等 (介護保険事業、障がい者福祉サービス事業) 苦情相談の受付
- (5) 高齢者及び障がい者に対する虐待防止の周知徹底
- (6) インターンシップ、介護福祉実習生の積極的な受け入れ
- (7) 「介護福祉士、実務者研修、介護職員初任者研修」など職員の資格取得を支援
- (8) スキルアップ研修の充実
- (9) 外部委員会等への参画 施設協議会等への参画により連携と事業の活性化を図ります。

2. 受託事業

- (1) シルバーハウジング事業の受託運営 (生活支援員派遣事業)

高齢者世話付住宅 (シルバーハウジング) に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して、
安否確認、相談、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供することによって、在
宅生活を支援します。

IV. 法人運営事業の推進

1. 社協事業

本会の「経営理念」を役職員が常に念頭に置き、この理念に基づく事業の推進を図ります。

(1) 理事会・評議員会の定例開催等

- ①正副会長会議 ※案件により随時開催
- ②理事会 4ヶ月を超える間隔で2回以上
- ③評議員会 6月(決算・事業報告)、3月(予算・事業計画)
- ④監査会 ※4半期に1回
- ⑤理事・評議員等の研修会の実施

(2) 永年役員・評議員功労者の表彰（社協会長表彰）

(3) 広報活動の推進

- ① ホームページ・Facebookによる情報発信
- ② FMあばしりによる情報発信（毎月第1木曜日午前9時から15分間）
- ③ 本会機関紙「ふれ愛め～る」の発刊 ※年2回

(4) 法令遵守の徹底

(5) 経営基盤の強化

- ① 社会福祉充実残額の算定と計画立案の要否確認
- ② 中期財政計画の検討（職員待遇改善費、退職金積立、事業人件費、固定資産等更新）
- ③ 会員会費制度の整備充実
- ④ 共同募金配分金等の寄附金による事業の適正な実施
- ⑤ 高額寄付者への感謝状贈呈（社協会長顕彰）
- ⑥ 介護保険事業及び障害者総合支援事業の安定経営
- ⑦ 職員待遇改善計画の維持管理
- ⑧ 各福祉団体への支援 ※寄附金による当事者団体等への助成

(6) 事務局体制の整備

- ① 働き方改革関連法の遵守
- ② 事務局会議の定例開催
- ③ 事業内容・規模に応じた職員体制の確保
- ④ 職員の資質向上のため職員研修の強化（資格取得の奨励）
- ⑤ 事務・事業執行の連携強化（職場内ネットワーク体制整備）
- ⑥ 職員研修の実施
- ⑦ ハラスメント防止のために講ずべき措置の周知徹底

(7) 網走市共同募金委員会の事務局運営

2. 受託事業

- (1) 網走市総合福祉センターの指定管理受託 (R3～R5)
- (2) 網走市老人デイサービスセンターの指定管理受託 (R3～R5)
- (3) 網走市福祉バス運行管理事業の受託
- (4) 団体事務の運営 (下線7団体は網走市委託事業)
 - ① 網走市老人クラブ連合会
 - ② 網走市身体障害者福祉協会
 - ③ くるみ里親会網走支部
 - ④ 網走市連合遺族会
 - ⑤ 網走地区防犯協会
 - ⑥ 網走市防犯協会
 - ⑦ 網走市町内会連合会
 - ⑧ 網走市暴力追放推進協議会
 - ⑨ 網走地区暴力追放推進協議会

網走市社会福祉協議会の経営理念

①住民参加・協働による福祉社会の実現	地域住民、民生委員、社会福祉施設、ボランティア等、地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって市民参加型の福祉社会を実現します。
②地域における利用者本位の福祉サービスの実現	地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活を継続できるための自立支援や利用者本意の福祉サービスを実現します。
③地域に根ざした総合的支援体制の実現	地域の福祉ニーズに対して、多様な公私の福祉サービスや福祉活動と保健、医療、教育、交通住宅、就労などの生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を整備します。
④地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦	制度の谷間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する人々の対応に重点を置き、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発にたゆみなく挑戦します。
⑤事業展開における組織運営	地域に開かれた組織として住民参加を徹底し、事業内容の公開を積極的に行います。また、事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な経営を行います。